

【事件名】福山通運事件（最高裁令和2.2.28判決）

～労働者が業務中に第三者に加えた損害を自ら賠償した場合、損害の公平な分担という観点から、相当額については使用者に対して求償ができるとした事例～

👉 どんな事件ですか？

- 本件は、運送業を営むY社のトラック運転手として働いていたXが、配達作業中に運転死亡事故を起こし、遺族に対して約1500万円の賠償をした後に、それと同額の支払をYに求めたものです。なお、Yは事業で使用するすべての車両について自動車保険をかけていなかったという事情があります。
- 第一审は両者の責任割合につきX1:Y3としてXの請求を一部認容しましたが、控訴審では、本来の賠償義務者はXであるとして請求が全部棄却されたのでXが上告しました。

👉 何が問題となったのですか？

- 直接の加害者は労働者ですが、第三者に与えた損害が業務の遂行中に発生し、しかも、労働者が先に賠償を済ませていた場合に、後から使用者へ求償（いわゆる逆求償）することができるのかが問題となりました。
- ※ 民法は、事業の執行について労働者が第三者に損害を与えた場合には使用者として賠償責任を負い、後に労働者に求償できると定めていますが（715条1項及び3項）、逆の場合についての規定がないために問題となりました。

👉 裁判所はどう判断したのですか？

① 民法715条の趣旨について、次のように判示しました。

使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである。このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。

② 上記を踏まえ、責任割合の考慮要素と逆求償の可否について、次のように判示しました。

使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができると解すべきところ、上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。

③ 本事件の結論

被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきであるとして原判決を破棄し、審理を高裁に差戻しました。

👉 この判例で注目すべきところは何ですか？

- 最高裁は、民法715条の使用者責任は、損害を受けた第三者だけではなく、使用者と労働者の関係においても発生する場合があるとしています。
- そして、被害者に対する損害の公平な分担という見地に立てば、使用者が先に賠償した場合と直接の加害者である労働者が先に賠償した場合とで異なることはないとして使用者への求償（逆求償）を認めました。